

郡山市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱

平成29年4月1日制定

令和3年3月25日一部改正

[上下水道局お客様サービス課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、水資源の有効利用を推進するため特定環境保全公共下水道が布設されたことにより不用となった既設の浄化槽を雨水貯留施設に転用する者に対する補助金の交付に関して、郡山市上下水道局補助金等交付規程（平成29年郡山市上下水道局規程第14号）において例によることとする郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (3) 雨水貯留施設 雨水を貯留して飲用以外の用途に利用するための施設であって、雨水集水施設、雨水貯留槽及び排水施設で構成されるものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、特定環境保全公共下水道地区において公共下水道の排水設備を設置することにより、不用となった浄化槽について雨水貯留施設に転用するための改造工事（以下「改造工事」という。）を自らの負担により行う者とする。

2 郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者にたいしては、補助金を交付しない。

(1) 次に掲げる税、使用料等（以下「郡山市税等」という。）を滞納している者

- ア 市民税
- イ 固定資産税
- ウ 都市計画税
- エ 軽自動車税
- オ 事業所税
- カ 入湯税
- キ 国民健康保険税
- ク 水道料金
- ケ 下水道使用料
- コ 下水道受益者分担金

(2) 補助事業期間内に雨水貯留施設の設置ができない者

(3) その他管理者が補助金を交付することが適当でないとする者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、改造工事に要する経費とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の3分の2とし、200,000円を限度とする。

3 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるも

のとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、郡山市下水道条例施行規程(平成29年郡山市上下水道局規程第15号)第5条第1項に規定する排水設備等確認申請書の提出の際に、規則第4条に規定する申請書に次に掲げる書類(排水設備等確認申請書に添付されているものを除く。)を添付して管理者に申請しなければならない。ただし、浄化槽雨水貯留施設転用補助金事業計画書は、その添付を省略することができる。

- (1) 浄化槽雨水貯留施設転用補助金事業計画書(第1号様式)
- (2) 浄化槽雨水貯留施設転用補助金収支予算書(第2号様式)
- (3) 改造工事の図面(平面図)
- (4) 浄化槽雨水貯留施設転用見積書(第3号様式)
- (5) 改造工事場所の案内図
- (6) 郡山市税等の納付確認についての同意書(第4号様式)
- (7) その他管理者が必要と認めて指示する書類

(交付の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、規則第7条に規定する通知書により申請者に通知する。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用してはならない。
- (2) 施設の適正な維持管理を行わなければならない。
- (3) 完成後の施設を変更しようとするときは、あらかじめ、管理者の承認を得なければならない。
- (4) 管理者が必要に応じて行う現地調査に協力しなければならない。
- (5) 補助金に係る帳簿及び関係書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (6) 補助事業により取得した施設は、当該補助事業が完了した日の属する年度から起算して7年間は存続させ、その保全に努めなければならない。

(内容変更等の手続)

第8条 規則第9条に規定する管理者が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 改造工事の変更図面(平面図)
- (2) 浄化槽雨水貯留施設転用見積書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(改造工事完了届等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」)は、改造工事が完了したときは、その工事の完了した日から5日以内に浄化槽雨水貯留施設転用改造工事完了届(第5号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による提出があったときは、速やかに改造工事完了検査を行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 管理者は、前条の規定による改造工事完了検査が終了し、改造工事が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条の規定する補助事業等実績報告書及び浄化槽雨水貯留施設転用補助金収支決算書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 改造工事に係る領収書（写し）
- (2) その他管理者が必要と認める書類
(補助金の額の確定及び通知)

第12条 管理者は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(補助金交付の取消し)

第13条 管理者は、補助決定者が次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他規則又はこの要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

第14条 規則第20条ただし書に規定する管理者が定める期間は、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して7年間に経過した日までとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

浄化槽雨水貯留施設転用補助金事業計画書

| | | | | | |
|---------|---------------|-----------|------------|------------|--|
| 整備場所 | 郡山市 | | | 地内 | |
| 整備費用 | 円 | | | | |
| 財源内訳 | 事業費総額 | 補助申請額 | 個人負担額 | | |
| | | | | | |
| 整備費用負担者 | | | | | |
| 整備時期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | | | | |
| 整備内容 | 1 整備種類 | 浄化槽転用 | | | |
| | 2 ポンプ設備 | _____ | | | |
| | 3 配管工事 | _____ | φ _____mm | L = _____m | |
| | | _____ | φ _____mm | L = _____m | |
| | | _____ | φ _____mm | L = _____m | |
| _____ | | φ _____mm | L = _____m | | |
| 4 その他 | | | | | |

第2号様式（第5条関係）

浄化槽雨水貯留施設転用補助金収支予算書

1 収入

（単位：円）

| 項目 | 予算額 | 摘要 |
|------|-----|----|
| 補助金 | | |
| 自己資金 | | |
| | | |
| 合計 | | |

2 支出

| 項目 | 予算額 | 摘要 |
|-------|-----|----|
| 施設設置費 | | |
| 本体工事 | | |
| ポンプ設備 | | |
| 配管工事 | | |
| その他 | | |
| | | |
| 諸経費 | | |
| 消費税等 | | |
| 合計 | | |

上記の通り相違ありません。

年 月 日 氏名

同意書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

住所又は
申請者 所在地 _____
(フリガナ)
氏名又は法人（団体）名 _____
(フリガナ)
代表者氏名 _____

生年月日 _____

電話番号 _____

私（法人（団体）含む）は、郡山市浄化槽雨水貯留施設転用補助金の交付申請に伴い、郡山市税等の次の税目について、納付状況（税目・税額・申告の有無等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、入湯税、国民健康保険税

第5号様式（第9条関係）

| | |
|---|---|
| <p>浄化槽雨水貯留施設転用改造工事完了届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郡山市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（電話 — — ）</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。</p> | |
| 工 事 場 所 | 郡山市 |
| 工 事 完 了 日 | 年 月 日 |
| 交 付 決 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 排 水 設 備 確 認 番 号 | |
| 雨 水 貯 留 量 | (縦) × (横) × (深さ) = m ³ |
| 添 付 書 類 | 工事写真 |

第6号様式（第11条関係）

浄化槽雨水貯留施設転用補助金収支決算書

1 収入

（単位：円）

| 項 目 | 決 算 額 | 摘 要 |
|---------|-------|-----|
| 補 助 金 | | |
| 自 己 資 金 | | |
| | | |
| 合 計 | | |

2 支出

| 項 目 | 決 算 額 | 摘 要 |
|-----------|-------|-----|
| 施 設 設 置 費 | | |
| 本 体 工 事 | | |
| ポ ン プ 設 備 | | |
| 配 管 工 事 | | |
| そ の 他 | | |
| | | |
| 諸 経 費 | | |
| 消 費 税 等 | | |
| 合 計 | | |

上記の通り相違ありません。

年 月 日 氏 名